

測定項目及び測定方法

区分	項目	水 質		底 質
		河 川 ・ 湖 沼	海 域	
一般項目	気温	日本工業規格（以下「規格」という。）K0102 の7に定める方法	同左	同左
	水温	規格K0102 の7に定める方法	同左	
	泥温			規格K0102 の7に定める水温の方法に準ずる方法
	外観	規格K0102 の8に定める方法	同左	
	水色		ハーモニックスカラーチャートによる方法	
	臭気	規格K0102 の10に定める方法	同左	同左
	透視度	規格K0102 の9に定める方法		
	透明度		海洋観測指針による方法	
生活環境項目	pH	規格K0102 の12.1に定める方法	同左	水質汚濁の調査法（水利学大系第8巻）に掲げる方法
	DO	規格K0102 の32に定める方法	同左	
	BOD	規格K0102 の21に定める方法		
	COD	規格K0102 の17に定める方法	同左	環境庁水質保全局「底質調査方法」（以下「底質調査方法」という。）Ⅱ20に掲げる方法
	SS	昭和46年12月28日付け環境庁告示第59号付表（以下「付表」という。）8に掲げる方法		
	大腸菌群数	昭和46年12月28日付け環境庁告示第59号別表2に掲げる方法		
	n-ヘキサン抽出物質	付表10に掲げる方法	同左	
	全窒素	規格K0102 の45.2, 45.3又は45.4に定める方法	同左	底質調査方法Ⅱ18に掲げる方法
健康項目	全燐	規格K0102 の46.3に定める方法	同左	底質調査方法Ⅱ19に掲げる方法
	全亜鉛	規格K0102 の53に定める方法	同左	底質調査方法Ⅱ9に掲げる方法
	カドミウム	規格K0102 の55に定める方法	同左	底質調査方法Ⅱ6に掲げる方法
	全シアン	規格K0102 の38.1.2及び38.2又は規格K0102 の38.1.2及び38.3に定める方法	同左	底質調査方法Ⅱ14に掲げる方法
	鉛	規格K0102 の54に定める方法	同左	底質調査方法Ⅱ7に掲げる方法
	六価クロム	規格K0102 の65.2に定める方法	同左	
	砒素	規格K0102 の61.2、61.3又は61.4に定める方法	同左	底質調査方法Ⅱ13に掲げる方法
	総水銀	付表1に掲げる方法	同左	底質調査方法Ⅱ5.1に掲げる方法
	アルキル水銀	付表2に掲げる方法		底質調査方法Ⅱ5.2に掲げる方法
	PCB	付表3に掲げる方法	同左	底質調査方法Ⅱ15に掲げる方法
健康項目	ジクロロメタン	規格K0125 の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	同左	
	四塩化炭素	規格K0125 の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	同左	
	1,2-ジクロロエタン	規格K0125 の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法	同左	
	1,1-ジクロロエチレン	規格K0125 の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	同左	

区分	項目	水 質		底 質
		河 川 ・ 湖 沼	海 域	
健 康 項 目	シス-1,2-ジクロロエチレン	規格K0125 の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	同左	
	1,1,1-トリクロロエタン	規格K0125 の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	同左	
	1,1,2-トリクロロエタン	規格K0125 の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	同左	
	トリクロロエチレン	規格K0125 の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	同左	左記に準ずる方法
	テトラクロロエチレン	規格K0125 の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	同左	左記に準ずる方法
	1,3-ジクロロプロペン	規格K0125 の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	同左	
	チウラム	付表4に掲げる方法	同左	
	シマジン	付表5の第1又は第2に掲げる方法	同左	
	チオベンカルブ	付表5の第1又は第2に掲げる方法	同左	
	ベンゼン	規格K0125 の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	同左	
	セレン	規格K0102 の67.2、67.3又は67.4に定める方法	同左	
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	硝酸性窒素にあつては規格K0102 の43.2.1、43.2.3又は43.2.5に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格K0102 の43.1に定める方法	同左	
	ふっ素	規格K0102 の34.1に定める方法又は34.1（注(6)第三文を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあつては、これを省略することができる。）及び付表6に掲げる方法	同左	
ほう素	規格K0102 の47.1、47.3又は47.4に定める方法	同左		
1,4-ジオキサン	付表7に掲げる方法	同左		
特 殊 項 目	フェノール類	規格K0102 の28.1に定める方法	同左	左記に準ずる方法
	銅	規格K0102 の52.2、52.3、52.4又は52.5に定める方法		底質調査方法Ⅱ8に掲げる方法
	鉄（溶解性）	規格K0102 の57.2、57.3又は57.4に定める方法		
	マンガン（溶解性）	規格K0102 の56.2、56.3、56.4又は56.5に定める方法		
	クロム	規格K0102 の65.1に定める方法		底質調査方法Ⅱ12に掲げる方法
そ の 他 の 項 目	アンモニア性窒素	規格K0102 の42に定める方法		
	亜硝酸性窒素	規格K0102 の43.1に定める方法		
	硝酸性窒素	規格K0102 の43.2.1、43.2.3又は43.2.5に定める方法		
	有機性窒素	規格K0102 の44に定める方法又は上水試験方法（平成8年版「水道水質に関する基準の制定について」及び「水質基準を補完する項目に係る測定方法について」の検査方法に準拠する方法）に定める方法		
	懸濁態窒素		Dumas法、日本化学会編「実験化学講座」1に掲げる方法	
	オルトリン酸態リン	規格K0102 の46.1に定める方法		
	電気伝導率	規格K0102 の13に定める方法		
	塩化物イオン	規格K0102 の35.1に定める方法又は上水試験方法に定める方法		
塩分		海洋観測指針による方法		

区分	項目	水 質		底 質
		河 川 ・ 湖 沼	海 域	
そ の 他 の 項 目	陰イオン界面活性剤	規格K0102 の30.1に定める方法	同左	
	クロロフィルa	上水試験方法に定める方法	海洋観測指針による方法 (抽出蛍光法)	
	フェオ色素	上水試験方法に定める方法 (ローレンツェン法)	同上	
	トリハロメタン生成能	平成7年6月環境庁告示30号別表に掲げる方法 (特定水道利水障害防止のための水道水源の保全に関する特別措置法施行規則の規定に基づく特定排水基準に係る検定方法)		
	強熱減量			底質調査方法Ⅱ4に掲げる方法
	全硫化物			底質調査方法Ⅱ17に掲げる方法
	ヨウ素消費量			下水試験法 (昭和37年下水の水質の検定方法に関する省令 (平成17年改正)) に定める方法
	酸化還元電位			ORPメーターによる方法
	含水率			底質調査方法Ⅱ3に掲げる方法
粒度分布			2mm、63 μ mメッシュのふるいによる方法	

測定項目		測定方法
要 監 視 項 目	ホルムアルデヒド	平成15年11月5日付け環境省通知環水企発第031105001号付表2に掲げる方法
	クロロホルム	日本工業規格（以下「規格」という。）K0125 の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	規格K0125 の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
	1,2-ジクロロプロパン	規格K0125 の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
	p-ジクロロベンゼン	規格K0125 の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
	イソキサチオン	平成5年4月28日付け環境庁通知第121号付表（以下「通知付表」という。）1の第1又は第2に掲げる方法
	ダイアジノン	通知付表1の第1又は第2に掲げる方法
	フェニトロチオン	通知付表1の第1又は第2に掲げる方法
	イソプロチオラン	通知付表1の第1又は第2に掲げる方法
	オキシシン銅	通知付表2に掲げる方法
	クロロタロニル	通知付表1の第1又は第2に掲げる方法
	プロピザミド	通知付表1の第1又は第2に掲げる方法
	E P N	通知付表1の第1又は第2に掲げる方法
	ジクロルボス	通知付表1の第1又は第2に掲げる方法
	フェノブカルブ	通知付表1の第1又は第2に掲げる方法
	イプロベンホス	通知付表1の第1又は第2に掲げる方法
	クロルニトロフェン	通知付表1の第1又は第2に掲げる方法
	トルエン	規格K0125 の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
	キシレン	規格K0125 の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
	フタル酸ジエチルヘキシル	通知付表3の第1又は第2に掲げる方法
	ニッケル	規格K0102の59.3に定める方法又は通知付表4若しくは付表5に掲げる方法
	モリブデン	規格K0102 の68.2に定める方法又は通知付表4若しくは通知付表5に掲げる方法
	アンチモン	平成16年3月31日付け環境省通知環水企発第040331003号付表（以下「十六通知付表」という。）5の第1、第2又は第3に掲げる方法
	エピクロロヒドリン	十六通知付表2に掲げる方法
全マンガン	規格K0102の56.2、56.3、56.4又は56.5に定める方法	
ウラン	十六通知付表4の第1又は第2に掲げる方法	
評 価 指 針 農 薬	フルトラニル	平成6年4月15日付け環境庁通知第86号に定める方法
	ペンシクロン	
	ベンスリド	
	ペンディメタリン	
	メフェナセット	
	モリネート	